

教育・保育提供区域の設定について

1 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域は子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

2 区域と事業計画について

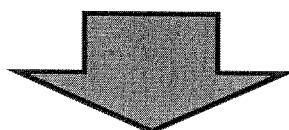
量の見込みと確保方策を区域ごとに設定し事業計画に記載します。

3 区域設定のポイント

小学校区、中学校区、行政区単位等地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。

4 区域の設定

- ・小学校区、中学校区、行政区単位等で区域を細かく設定すると農村部など受入施設がない区域が生じる。
- ・幼稚園は園の送迎バスで、保育園は保護者が自家用車等で送迎しており、小学校区等を意識した利用状況になっていない。



このことから、区域の設定については町全体を一つの区域として捉え、今後の効率的な供給体制を整えることとしたい。